

公共下水道供用開始から 2年目

市の公共下水道は供用開始から二年目を迎えました。今年度は新たに北神明町、幸町、御坂町などが供用開始となり、計百二十五ヘクタールの区域(約二千戸)でトイレの水洗化が可能になりました。

水洗化のための排水設備工事も順調に進んでおり、現在約四百戸が下水道を使用しています。まだ排水設備工事が済んでいない人は、快適な生活環境を早期に実現するためにも、排水設備工事の実施にご協力をお願いいたします。また、これから東台地区の下水道整備をはじめます。工事のため大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力ください。

整備を進めている下水道事業の内容を随時紹介しますが、今回は受益者負担金についてご説明します。よろしくご理解ください。

受益者負担金

Q & A

Q 「受益者負担金」とはどのようなものですか。
A 下水道の整備には多額の費用がかかります。下水道が整備されることによって利益を受ける人に建設費の一部を負担していただくのです。

Q これは一回限りの負担です。
A 下水道の整備による「利益」とはどんなものですか。
A 下水道が整備されると、トイレの水洗化や側溝の悪臭の解

消、ハエやカの発生防止など、未整備地区に比べて生活環境が著しく向上します。

また、土地の利用価値が高まるなど、さまざまな利益が考えられます。

Q 下水道の整備は公費で行うべきだと思いますが。
A 通常、公共施設の整備は公費で賄うものですが、下水道事業の場合は整備された区域の人だけが利益を受けることになり、公費だけで賄うと未整備区域の人との間に不公平を生じさせることとなります。そこで、負担の公平を図るため「受益者

負担金」として公費に還元してもらおうのです。

Q 受益者負担金はだれが納めるのですか。私は借りた土地に家を建てているのですが。
A 受益者負担金は原則として、下水道整備区域内の土地所有者に負担していただきます。ただし借地権など権利の目的となっている土地(一時的なものは除く)については、権利者に納めていただきます。例えば、土地をなかば永住する意向で借地している場合は、実際に下水道の利益を受ける借地人が納めることとなります。

Q 農地などにも受益者負担金がかかりますか。
A 受益者負担金は原則として全ての土地についてお願いするものですが、農地や山林、原野などのように、下水道が整備されても利益を生じないような土地については、宅地化するまで徴収を猶予することになります。

Q 受益者負担金はいくらぐらいにかかりますか。
A 土地の面積に一平方メートル当たり四百二十円を乗じて算出します。例えば土地百坪(三三〇・五八平方メートル)に対する受益者負担金額は十三万八千八百四十円となります。

Q 受益者負担金は、なぜ土地の面積で計算するのですか。
A 下水道による利益の程度の

判断基準は、土地の面積以外に建物の大きさや家族数などが考えられますが、これらの内容はいつ変化するとも限らず、長期的に見て不安定で、かえって不公平を招くこととなります。下水道が面的に整備されることや土地の利用価値の点を考えると、面積を基準にする方が公平な負担方法だと考えます。

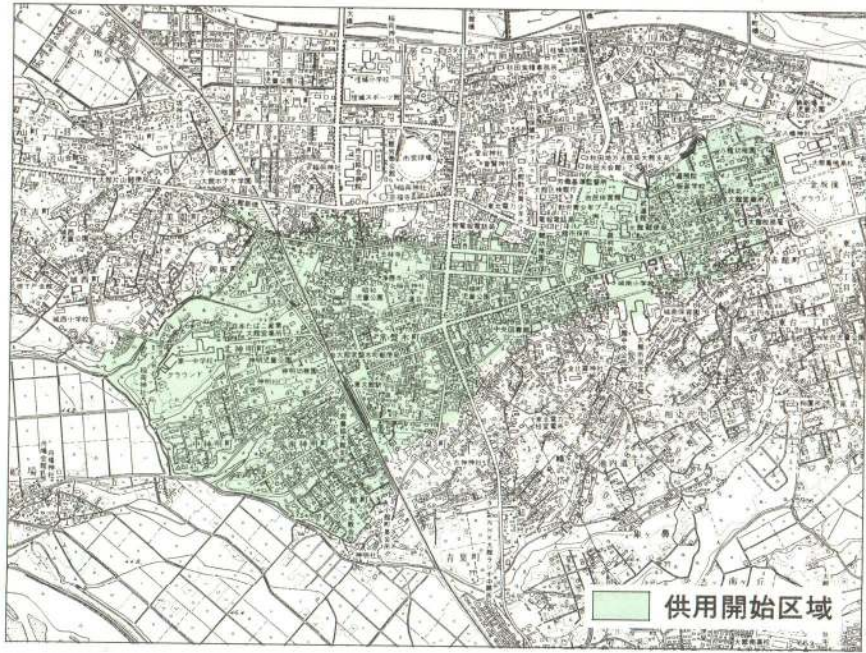
Q 受益者負担金は一回で納めるのですか。
A 五年分割で納めていただきます。

ます。さらに各年四期に分けますから、全二十回払いになります。なお、全額を一括して納めると一五%の割り引きがあります。

Q 受益者負担金はいつから納めるのですか。
A 下水道が整備されて使用できるようになる年度(供用開始)から納めていただきます。

※下水道についてのお問い合わせは下水道課(内線356・340)へどうぞ

下水道供用開始区域



供用開始区域